〇三和澱粉工業株式会社CGS導入計画

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	工場の変更
事業規模	最大排出ガス量
	約 376,300Nm3/h(方法書記載)
	約 372,700Nm3/h(設計計画見直し後)
事業実施者	三和澱粉工業株式会社
事業実施場所	奈良県橿原市
関係地域を所管する市町村	奈良県橿原市、磯城郡田原本町、北葛城郡広陵町、
	大和高田市、葛城市、御所市、高市郡高取町、高市
	郡明日香村

(手続状況)

•方法書

方法書提出	平成16年9月21日
方法書公告	平成16年9月22日
方法書縱覧期間	平成16年9月22日~10月21日
方法書に対する意見書提出期間	平成16年9月22日~11月4日
方法書に対する意見書数	O通
住民意見概要提出	平成16年11月8日
環境審議会へ諮問	平成16年11月9日
環境審議会答申	平成17年1月25日
方法書に対する知事意見 【別紙記載】	平成17年2月 2日

•準備書

準備書提出	平成17年3月28日
準備書公告	平成17年3月29日
準備書縦覧期間	平成17年3月29日~4月28日
準備書に対する意見書提出期間	平成17年3月29日~5月12日
準備書に対する意見書数	O通
住民意見概要提出、見解書提出	平成17年5月16日
環境審議会へ諮問	平成17年5月23日
環境審議会答申	平成17年8月 9日
準備書に対する知事意見【別紙記載】	平成17年8月10日

•評価書

評価書提出	平成17年9月7日
評価書公告	平成17年9月8日
評価書縦覧期間	平成17年9月8日~10月7日

(環境審議会審議経過)

·方法書

第1回環境影響評価審査部会	平成16年11月18日
第2回環境影響評価審査部会	平成16年12月24日
第3回環境影響評価審査部会	平成17年 1月25日

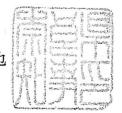
•準備書

第4回環境影響評価審査部会	平成17年 6月 9日
第5回環境影響評価審査部会	平成17年 7月14日

環 政 第 472 号 平成17年 2月 2日

三和澱粉工業株式会社 代表取締役社長 森本 俊一 殿

奈良県知事 柿本 善也



三和澱粉工業株式会社 CGS 導入計画(仮称)に係る 環境影響評価方法書についての意見

三和澱粉工業株式会社 CGS 導入計画(仮称)に係る環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

- 1. 調査、予測及び評価の手法として追加する事項について
- (1)「大気質、騒音、振動」について
 - ア 大気質の予測手法の選定にあたっては、調査対象区域内における高田局の 観測結果だけでなく、桜井局などの調査対象区域外周辺についても観測データを収集、整理すること。
 - イ 大気質の予測にあたっては、地域特性に留意する必要があるため、奈良県環境影響評価技術指針に沿って対象事業実施区域周辺の自動車交通量及び事業場等の固定発生源の設置状況を明確にすること。
 - ウ 当該計画施設から発生する排出ガス量については、二酸化窒素等の大気汚染物質の排出量を把握するうえで重要となるため、「燃焼による排ガス量」と「冷却に使用される空気量」との割合を明確にすること。
 - エ 大気質の予測にあたっては、1年間の平均濃度による長期予測が基本となるが、気象条件によっては高濃度の出現が予想される場合があるため、短期(1時間値)予測を行うに際しての前提条件、適用限界を整理すること。
 - オ 大気質については、最大排出量での影響を予測することが重要であるため、 当該計画施設から排出されるガス量の変動を明確にすること。

- カ 大気質の調査、予測及び評価に際し、工場排水を嫌気処理することにより発生するバイオガス中の硫黄酸化物の濃度や発生量を明確にすること。
- キ 当該計画施設から発生する騒音、振動について、周辺の住宅等への影響の 予測及び評価を行うこと。
- ク 振動の予測にあたっては、表層地質や軟弱地盤等の分布状況が重要となるため、文献その他の資料によって対象事業実施区域内及び影響の及ぶ範囲の地 形及び地質の情報を整理し、明確にすること。
- ケ 工事用車両の運行及び建設機械の稼働に起因する大気質、騒音、振動については、予測及び評価を行わないこととしているが、その理由を明確にすること。

(2)「動物、植物、生態系」について

対象事業実施区域内及びその周辺における動物、植物、生態系への環境影響については、予測及び評価を行わないこととしているが、その理由を明確にすること。

(3) 「景観」について

当該計画施設の可視、不可視領域をシミュレーション等により把握、整理し、主要な眺望点を選定のうえ、予測及び評価を行うこと。

2. その他

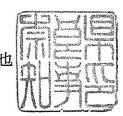
- (1) 環境影響評価に際しては、周辺住民の意向を配慮するとともに、準備書は専門的内容が多く、かつ、膨大な量になる可能性があることから、その作成に当たっては、住民などにわかりやすい説明となるよう検討し、実施すること。
- (2) 環境影響評価の手続きを実施するにあたり、対象事業実施区域及びその周辺において、予測及び評価又は環境保全措置の検討に資するため、最新の文献その他の資料を入手し、準備書に反映させること。
- (3)環境影響評価を行う過程において、環境へ影響を及ぼす新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。



環 政 第 283 号 平成17年 8月10日

三和澱粉工業株式会社 代表取締役社長 森本 俊一 殿

奈良県知事 柿本 善也



三和澱粉工業株式会社 CGS 導入計画(仮称)に係る環境影響評価準備書についての意見

三和澱粉工業株式会社 CGS 導入計画(仮称)に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、環境の保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

1 景観

- (1) 当該事業において新設される建築物の形状・色彩(仕上げ材を含む)については、事業実施区域周辺の景観との調和及び工場全体として統一感に配意したものとし、その計画を環境影響評価書において明らかにすること。
- (2) 工場周辺部については、工場施設と周辺との調和を図るため、適正な緑化を図り、その計画を環境影響評価書において明らかにすること。

2 廃棄物等

建設工事により発生する残土については、事業場からの排出量を可能な限り減らし環境影響の低減化を図るため、敷地内において資源として有効活用を図ること。

また、敷地外において処分する場合は、受け入れ先を探すなど可能な限り再利用に努め、環境への影響低減を図ること。

3 その他

- (1)対象事業の実施における環境の保全を図るため、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施すること。
- (2) 環境影響評価書において、準備書の内容を修正・変更した場合は、その 理由を明らかにすること。